丹波市水道事業給水条例施行規程 第30条、丹波市下水道条例施行規程第38条、

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例施行規程第21条関係

|  |  |
| --- | --- |
| **水道料金軽減** |  **申 請 書** |
| **漏水による下水道等使用料減額（免除）** |
|  |  | 申請区分 |  □水道　　□上下水道 |
| 使用場所 | 丹波市 |
| 軽減申請の理由 |  |
| 破損確認の日 | 　　　　 　年 　 　月 　 　日 | メーター番号 | 　　 － 　　　－　　　　 |
| 修理をした日 | 　　　　 　年 　 　月 　 　日 | 修理後指針 | 　　　　　　　　　 　　　　㎥ |
| 修理業者（市指定給水装置工事事業者） | 指定番号所在地名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 （℡　　　 　　　　 　　　 　） |
| 添付書類 | １．位 置 図　 ２．配 管 図　 ３．施工前後写真　　 ４．メーター写真５．修理費の領収書写し　　※２の図と３の写真は、漏水状況と修理状況が分かるもの。※４の写真は、指針数およびメーター番号が分かるものであること。※その他、詳細については裏面のとおり。 |
| 上記のとおり、給水装置破損による水道料金の軽減及び下水道使用料の減免を受けたいので、丹波市水道事業給水条例第32条及び同条例施行規程第30条の規定並びに丹波市下水道条例第42条、丹波市下水道条例施行規程第38条、丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例第24条、丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例施行規程第21条により申請します。　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日丹 波 市 長　　 様使用者　 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号（昼間の連絡先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

*2024.4.1～*

**※　処理欄**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁 | 部　長 | 課　長 | 副課長 | 係　長 | 課　員 | お客様センター | 受 付 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| お客様ｾﾝﾀｰ処理欄 | 井戸水等併用 | 有 ・ 無 |  |
| クロスコネクション | 有 ・ 無 |  |
| 使用者番号 |  |  |
| 備　考 |  |

**※水道料金軽減申請（漏水軽減）について**

・丹波市給水条例第32条、同施行規程第30条第１項第２号、第２項から第４項の規定を根拠としています。

・軽減の対象となる水量は、漏水を修理した日の直前又は直後の検針水量のいずれか多い検針水量１回分です（施行規程第30条第３項第２号）。

・軽減する水量は、通常使用量として認定した水量より増加した水量の２分の１の水量となっています（施行規程第30条第３項第２号）。

・申請書には以下の書類を必ず添付してください。

１．位置図 ： 漏水個所が給水装置（敷地内）のどのあたりであったのか分かる図

２．配管図 ： 漏水部分、修理部分いずれの配管状況も分かる図

３．施工前後写真 ： 漏水状況、修理状況（屋外配管の場合は、保温措置の前後）がはっきりと

分かる写真

４．メーター写真 ： 指針数およびメーター番号がはっきりと分かる写真

５．修理費の領収書写し ： 申請にかかる漏水修理工事費用の領収書等の写し

　・申請書の提出期限は、修理完了後６カ月以内です。

・漏水軽減の対象とならない場合（施行規程第30条第２項）

　　１．地上で確認できる給水管、給水装置又は給水用具からの漏水

ただし、漏水箇所が床下、壁の中、その他漏水の発見が目に見えない困難な場所であるとき、

又は保温・保護材等がある露出管の場合は、この限りでない。

　　２．蛇口等の給水装置からの漏水

　　３．水洗便所の洗浄装置の故障による漏水（ボールタップ等）

　　４．温水器、湯沸器、浄水器等給水装置以外の給水器具及び附属器具等の機器の故障、

　　　　破損等による漏水

　　５．不正工事に起因する漏水

　　６．受水槽の故障に伴う漏水

　　７．地中バルブ等の装置を保護するボックスなどの附属設備が設置してあるバルブ等

　　　　の給水装置からの漏水

**※下水道使用料減額（免除）申請について**

・この申請書は、給水装置の漏水による下水道及び排水施設の使用料の減免を受けるためのものです。

・減免の対象となる排除汚水量は、漏水を修理した日の直前又は直後のいずれか多い方の検針水量に基づく排除汚水量１回分です。

・減免する使用料の額は、異常検針水量に基づき算定した使用料の額と、通常時の排除量として認定した汚水量に基づき算定した使用料の額の差額となります。

・水道水以外を排除されている使用者の方で、認定排除汚水量が通常時の排除量として認定した汚水量を超えている場合は、減免の対象にはなりません。

・申請書の提出期限は、修理完了後６カ月以内です。

不明な点がございましたら、上下水道お客様センター（電話0795-88-5107）までお問い合わせください。